

第2回第三者委員会議事録

事務局

ご案内の時間となりましたので。ただ、今から第2回の第三者委員会の方を始めさせていただきます。初めに、委員長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

委員長

はい、よろしくお願いいたします。次第にあるような議事を進めてまいりますけれども、時間が一応2時間ぐらいっていうことを目処にします。時間との関係ということで、持ち帰ってちょっと検討していただくなんてこともあるかもしれないがよろしくお願いいたします。今回は、前回、我々がお願いしたことについて、事務局が用意した資料に基づきご報告していただきたいと思います。

事務局

よろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員の皆さん3名全員のご出席により定足数に達しており、委員会が成立しているを報告させていただきます。なお、進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

それでは、ただ今より議事に入ります。まず、次第をご覧いただきたいんですけど、(1)現行入札制度の検証と問題点の整理についてを事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、現行入札制度の検証と問題点の整理ということで、前回、第1回の委員会の中で委員の皆様から出していただいた意見に基づきまして、事務局の方でご用意させていただいた資料をもとに説明をさせていただきますと思います。

***** 以下 指名競争入札手続きについて詳細に説明*****

委員長

指名通知は郵送で送られた？

事務局

郵送です。

委員

電話番号書いてあるがこれは担当の連絡先？

事務局

これは入札担当の財政系の直通の番号になります。到達確認の意味で通知先から電話連絡をいただくようになっている。この後は、業者の方で設計図書の閲覧に役場に来たりすることになる。質問を受けたりして、設計の内容について確認をすることになります。

***** 以下 指名競争入札手続きについて詳細に説明。*****

委員長

入札額が予定価格を上回った場合に、5パーセント以内に収まっている時の取り扱いって業者は知ってるんですか？

事務局

そうした取り扱いは毎回お知らせしていない。

委員長

でも、入札に参加した結果、自分の入れた札っていうのは5パーセント以内にあるっていうことは何らかの形では知ることになるわけですよね？

事務局

町長から入札結果が公表され、落札者がいなかった場合、その後事務局からそうした状況にあることの説明がされるので業者側も内容を理解しているという認識です。

委員長

一回でダメならすぐに随意契約に移る？

事務局

2回目入札を行なって落札者がいなかった場合のみ。3回目は無い。予定価格の5パーセント以内に入っている業者がいればそこから見積書を徴取して随意契約となる。

委員長

随意契約も一応予定価格以下でないダメですか？。

事務局

そうですね。

委員長

見積書を求められた業者はマイナス5パーセントにすれば大丈夫ってことか？

事務局

そうです。

***** 以下 指名競争入札手続きについて詳細に説明。*****

委員長

今の仕組みだと、設計金額と予定価格は同じにするルールだったとしても、最終的な予定価格を決めるのは町長であるということか？

事務局

はい。直前に決めるということです。

委員

直前って、いつ決めていますか？入札の当日？

事務局

当日の入札開始5分前くらいに決定している。

事務局

当日は、いったん入札に参加する業者全てに会場に入っていていただいて、出席状況を確認することとなっている。その後、皆さんに町長から挨拶を申し上げ、予定価格設定する会議を開くため別室に移動します。予定価格が決定するまでの間、業者には、全員入札会場で待機していただく。我々が戻ったあとは、入札に関係する業者以外は一旦退出していただいて、1件目の入札をスタートしていくという流れです。

委員長

設計金額と、予定価格を基本的にイコールにしているわけですよね。で、この町長が設計金額を、知るのはいつですか。

事務局

設計金額を町長が始めて知れるのは、1番最初のスタートの起工伺いの発議書の時点で知る。

委員長

自分が形式的に決める予定価格設定会議時点ではなくて、もっとずっと前に設計額自体は分かっているということですね。

事務局

予定価格設定は、設定会議の時に、発注担当課長の方から、こういう工事で設計額については、先ほど説明ありましたように、工事発注なので、今回、設計額通り100パーセントで予定価格の設定をお願いしますっていうことを提案する流れとなっている。説明を受けて町長は、じゃあわかりましたってということで、金額を予定価格調書に書き記している。

委員長

公共工事については設計額イコール予定価格となっていると。

事務局

イコールとする取り扱いです。

委員長

いつぐらいからそうした取り扱いとなったのか？。

委員

品確法の改正からそうした取り扱いに変わったんじゃないですか？

事務局

そうです。

委員長

入札書と一緒に提出される工事費内訳書は大雑把な内訳じゃないですか。もう少し詳細な内訳

も取ってるんですか？。この工事費内訳表っていうのがついてるじゃないですか。かなり大きな工事でも取ってない？

事務局

取ってないです。

委員長

わかりました。指名競争入札の説明についてご質問があればお願いします。

委員

起工伺いの工程で承認・決裁がありますが、この段階で、この承認決裁権限がある方々は、この設計金額を知ることができるってことですか？

事務局

知ることができる。

委員

この情報に接するのは、この決裁する方と、あと、ここの合議の下に書いてある方もこの情報には接することができるってということになりますか？

事務局

そのとおりです。

委員長

逆に言うと、ここに記載されてる方以外は知ることができないと言える？

事務局

できないですね。以前は紙媒体で決裁してたんですけど、今は文書管理システムでその本人がログインしないと決裁できないことになっている。その決裁権を持ってる人間しかこの決裁は回ってこないです。

委員

この承認とか決済をこの人たちから、ここの方々から取るっていうのは、内部的になんか規定

かなんかでこの方々の決裁を取ってるか。

事務局

そうです。

委員

わかりました。

委員長

これは最近の工事ですよ。

事務局

はい。直近の決裁です。

委員長

新町長になってからの話ですよ。今回は 8 社指名ということだったが、実際に参加可能な業者数が、何社ぐらいあったか分かりますか？

事務局

その辺の流れについて具体的ご説明いたします。指名をするにあたって、闇雲に指名をしてるわけじゃなくて、この資料ですね、役場の中ではランク表って言われてる、格付け一覧表という資料に基づいて指名している。今回のこの道路新設改良工事においてもこの表に基づき指名を行っている。

委員長

B ランク全て指名したということか？

事務局

そうです。一般土木工事 の種別の B ランクに該当している事業者をすべて選んだ。

委員長

でも、A ランクも指名可能でしたよね？

事務局

可能ですね。

委員長

A ランクは指名しなかった。AB 全て全部指名することも可能だったけど、A ランクは指名してなかったんですね。

事務局

そうです。

委員長

この時点ではもう事件起こした業者は起訴されてたわけでしょ。

事務局

起訴されてますね。

委員長

その時点で指名停止というのか、除外するってというような措置はしてないない。

事務局

その時点では行っていなかった。少し遅れてから指名停止措置を行った。

事務局

そうですね。この中だと、志賀建設については基本的に指名はできないですね。今は停止中ですので。ただ、それ以外の業者については、基本的には指名は可能なんですけど、今回、従来 5000 万までの先月一般競争入札を 2000 万まで引き下げてますので、ある意味 2000 万を超えたものについては手上げ方式ですから、当然 A ランクの業者も手を上げてくる。実際手上げてます。ただ、指名競争入札 2000 万であれば、十分 B ランクまでの業者で施工が可能だという担当者の判断の下にある。あえて A ランクは指名せず B ランクもしくは C ランクの中で指名を行った。この工事については C ランクの業者はちょっと厳しいだろうということで、B ランクを全部内申したということですね。

委員長

ちなみに 1 社同じ志賀でも志賀工業は指名されても辞退してますよね。それは辞退する時は何

らかの理由書を提出してもらっていますか？

事務局

辞退辞退届というものを提出していただいている。

委員長

そこに辞退理由の記載はありましたか？

事務局

理由の記載もありました。代表取締役が体調不良で仕事ができないということが理由でした。入札結果の資料にその書類も入っています。

委員長

指名競争入札の場合、今まで、ざっとでいいですけども、辞退ってというのはどのぐらいの割合でありましたか？。

事務局

町内業者だけでみるとほとんど皆無だと思います。

事務局

ほぼない？

事務局

災害復旧とか時にはあったかもしれない。町発注以外の他の仕事も含め受注していて、目一杯でやれないって理由で辞退することはあったかもしれない。町はそういう事情は分からないですから指名せざるを得ないです。

事務局

仮に1社辞退したとしても、入札執行できなかったっていう例はほとんどないです。

委員長

このルールの中で、指名業者を決めるプロセスにおいて恣意性が働くような余地というか可能性はありますか？。

事務局

業者数も少なく、例えば道路であれば、同一路線の継続事業であるということになると、去年指名した 6 社で、今年も 6 社で内申をしたっていうのは、ある意味恣意性って言えば恣意性が働いていたと感じています。そういった指名の仕方っていうのはこれまでもありました。

事務局

地域性っていうか、ここの事業者の所在してるエリアの発注だからここという恣意性はあると思われる。

委員長

近隣の町村は、要するに、指名でも一般でも町内事業者だけでは発注が難しい場合もあるということか？

事務局

郡内の町村では、その町村に所在する業者だけでは受注できない工事もあるので他市町村に指名範囲を広げないと難しいと思う。

委員長

そうすると、隣接町村まで広げないとダメだ。

事務局

石川郡にすると、石川町の業者が入ってくるっていうのがもう状態化してる。私も今回のことがあって、改めて調べたら、郡内までエリア拡大しても建設業者はそれほど居ないんだっていうのがわかった。

事務局

再開後はやっぱり恣意性を排除するっていうことからすると、B ランクであれば、1 社も余すことなく全社指名することである意味、恣意性を排除することになるかなっていう考え方でした。

委員長

このぐらいの数が一応確保できれば、別に隣町の業者を指名するってことはしなくてもいいかなということか。

委員長

例えば、その地域の問題だと、伊達市って合併して伊達市になったんじゃないですか。だから、旧梁川とか保原とか伊達とかってあるんで、そうすると、そこの工事はやっぱりそこがっていうような状況はある。かなり地域性があるので、結構広いから。石川町はそこまでのことはないですよ。町内の業者はどこでとか。町内の工事だったらどこでも大丈夫ですよ？

事務局

できます。全然問題ないと思います。

委員長

一般競争入札の説明に移ってください。

*****以下 制限付一般競争入札手続きについて詳細に説明。*****

委員長

石川町は事前審査方式ですか？

事務局

そうですね、うちは事前審査方式です。

委員長

最近、事後審査の方が多くでしょ。だって、事前審査大変じゃないですか？

事務局

そうですね。確かに大変です。

委員長

落札予定者が決まったら、その予定者だけについて条件満たしてるかを審査すれば、もうそれで済むじゃないですか。それダメだったら次のことやりましょうっていう。

事務局

そうですね。全部見る必要はないですもんね。

事務局

今まで石川町においては、制限付一般競争自体が年にあっても一回とかでしたので、手間がかかっても事前審査方式で良かったんですけど、今後、毎月あるとすれば見直しは必要であると考えています。

委員長

事務的に事後審査方式で何か問題があったりする可能性があるんですか？。

事務局

ないと思います。

委員長

事務量は減るんじゃないですか？。

事務局

ただ、事後審査で制限付一般競争入札をして、入札が終了した時点では、優先順位が決まるだけなんですよね。その時点ではまだ資格審査してない。この人たちが契約するに値する資格を有してるかどうかというのはわからないので、多分審査は全社一通りやらなきゃいけないと思います。

委員長

1番がオッケーならそれでオッケーというわけではない？

事務局

1番がダメだった場合は2番目になります。だから、だから2番目も見なきゃいけないし、3番目も見なきゃいけないし、みんな、申し込みがあったところが大丈夫かどうかというのは、確認する時間と手間が発生すると思われます。

委員長

今回示していただいた制限付一般競争の地域要件は郡内だった？

事務局

今回は石川郡内に本店、支店、営業所を有するものであることという地域要件を設けて、登記

簿の履歴全部事項証明書のコピーを見て確認している。

委員長

郡内だと受注可能な業者は何社ぐらいあったか？

事務局

この案件の聴取の段階で 15 社でした。

事務局

石川郡内 15 社のうち、石川町に本社、営業所がある業者が 13 社ですね。

事務局

経審の点数 600 点以下の業者も含めればもっとあると思いますけど、かなり小規模な業者と思われる。600 点以上という制限を設けると、全部で 15 社、うち 13 社が町内ってことです。

委員長

ちなみに郡というくくりは行政として何らかの意味を持っているものですか。

事務局

石川郡において、行政事務分野ごとに連携で進めるものはあります。連携して進めている関係上、市町村長は毎月市町村長会議を行っていて、様々なことを決定したり、情報交換、共有、している。

委員長

例えば、須賀川なんか入れちゃったりすると、参加業者の状況は変わる？

事務局

参加業者数は増えると思います。

委員長

近隣で 1 番近い大きな市は須賀川？

事務局

須賀川か白河かどちらかですね。

事務局

1 番関連が深いのは同じ県中エリアの須賀川ですかね。白河ですと県南エリアになりますので。

事務局

土木工事であれば、地域要件を広げる必要はないですが、建築工事の場合は広げないとできる会社がなかなか見つからないというのが現状だと思います。

委員長

工事可能な業者が何社以上 っていうルールを作っとかないと。ここの工事はこの地域ですよではなくても、最初から、合理的に決められたルールがあるべきかと思う。予め何社以上ね、何社しかいないから、もうこれは広げざるを得ないと。で、広げる時は、どの地域を広げるっていうようなルールを先に作っとかないと。工事のたびに決めるのは大変かと思う。

委員長

町同士の繋がりが深いと、地域要件を設定した時にね、結局、石川町の業者じゃなくても、例えば石川の人たちは 須賀川に結構働きに行ったりさ、交流がありますよねと。それに比べると白河、あんまり交流ない、ありませんよなんていうことがあればね、須賀川よりも須賀川の方を含めるべきだしね。そういうような、この繋がりにっていうのかな、交流みたいなものを考えて もう最初に決めとかないと、工事ごとに考えるんじゃないかと。そうすると、また恣意性が働くでしょう。 だから、やっぱり競争性を高めるためには、やっぱり担当か、要するに入札、応札可能業者がね、何社っていうのはさ、こう決めとかないと

委員長

一般競争入札やっても対応可能な業者は 5 社しかいいませんってなったら、指名でやろうがほとんど同じでしょ。だから、やっぱり多くの業者数を確保するっていうことが、不正が起きにくくするための 1 つの要件になりますよね。

*****以下 指名業者の選定プロセスについて詳細に説明。*****

委員長

資料をみると、この案件では 4 社だけが指名されたということ？

事務局

そうですね。A ランクは変わらないので、格付け表を見ると、土木工事が今回のこの橋りょう補修工事にあたる。5 社のうち藤田を除いた 4 社で指名していることです。

委員長

なぜ除いたのか？

事務局

石川に営業所はあるんですが、棚倉に本社を有していて、町内の企業よりも本当大きな企業さんですので、そこがまさに地域の事業者を守るっていう視点があったかと思います。

委員長

A ランクっていうことになったら、基本この 4 社しか示されないってこと？

事務局

5000 万未満はそういう取り扱いであったと思います。

委員長

それはその後も同じ扱い？

事務局

同じ考え方ですね、ただ、中には B ランクを指名した場合もありました。令和 4 年度の 7 月に行われた石川中学校校舎地震災害復旧は B ランクだと思います。

委員長

指名競争入札をするにしても、指名対象の業者数が少なすぎますよ。これだけですから、多分これほぼ固定メンバーじゃないですか。

事務局

そうですね。

委員長

これさ、一般競争入札にしたとしてもね、これ、例えば1番上だと、これ新しい基準で言うと、これ、一般競争入札ですよ。でもAランクで町内だったら同じですよ。そこの上の藤田建設が入る入らないかだけの問題だよ。

委員長

今ね、官製談合ってなんで起こるかっていうとき、役所の職員なり幹部なりだけの問題じゃなくて、もう一方で業者がいるからこういうことが起こるわけでしょう。業者からの働きかけなり、業者内での色々な談合というのか、情報交換みたいなのがあって、その両方ないと成立しないんだけど、この方一步の状況が非常にこう、やりやすい状況になっている。

委員長

まず、この前ね、指名競争入札はそれなりの意味ありますよ。つまり、先ほどの話じゃないけども、要するに辞退っていうものがあんまり起きないし、辞退が起きないって言って少ないからね、辞退は起きないかもしれないけど、その要するに使命感があってね、ちゃんと応じてくれますよっていうのはわかるんですけども、全部一般競争入札にしちゃった時にね、本当に辞退者が、要するに町内の業者でも 普段入らない業者がたくさん出てくるっていう、ことになりますかね？。

事務局

ならないと思います。ただ逆に、一般競争にしても、やる気のある一部の業者だけで固定化する可能性は十分あると思います。

事務局

参加する業者がなければ、必然的に地域要件をひろげるしかなくなってしまふ。

委員長

だったら、石川町の役場の仕事をやりたくないなら別にいいですよ、他にもたくさんいますからってことになるが、ちょっとね、そんなに遠いところから来るわけじゃないよね、という可能性もあるということか。

事務局

悩ましいところです。

事務局

基本的にはランク表は㊟となってますので、事業者さんも自分のところがどこのランクなのかってことは基本的にはわからないことになってるんですが、先生からありましたように入札のたびに顔合わせる業者が同じなので、自分たちがどこのランクに位置してるかっていうのは、特に上のランクは把握はされてる、そういう風にはなってしまうと思います。

委員長

指名停止がどのぐらい続くんですか。

事務局

志賀建設は2年の指名停止処分を行なっています。

事務局

県は3年の指名停止措置を行っている。

委員長

そうするとAランクはまた1社減ってしまったってことですね。